

第六十三回国会 法務委員会 議 録 第十四号

昭和四十五年四月三日(金曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 細田 吉藏君

理事 沖本 泰幸君

理事 石井 桂君

理事 河本 敏夫君

理事 村上 勇君

理事 下平 正一君

理事 大野 潔君

理事 岡沢 完治君

出席國務大臣

法務大臣 小林 武治君

出席政府委員

總理府特別地域

連絡局参事官

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

法務大臣官房長

七七号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。畑和君。

○畑委員 この法案につきまして、二、三点にわたって簡単に質問をいたします。

一つの問題は、実務経験三年以上の者については選考してきめる、こういうことになっておりますね。ところで、いま沖繩で判検事をしておる人で三年以上という人は何人おるか。あるいは逆に三年未満という人は何人おるか。あるいは逆にかねという人が何人おるかと言ったほうがいいかもしれません。答えていただきたい。非常に少ない、あるいはゼロかもしれないという話も聞いておるんだが、選考でなくて試験を受けなければならぬ人が判検事で何人おるかということをお聞きしたい。

○影山政府委員 実務経験三年以上あるいは未満の判検事でございしますが、これは復帰までにまだ日がございまして、その時点によって多少違ってくる、こういうことでございしますが、いま手元の資料によりまして、ことしの五月三十一日現在で裁判官はゼロ、検察官は二、弁護士が十四というところになっております。それで、かりに来年の十月三十一日をとりましますと、裁判官、検察官はいずれもゼロということになります。弁護士が五名。これは昨年の十月三十一日現在でございまして、正確を期したつもりでございします。それから残りが以上ということになるわけでありまして。総数はお手元の資料にございします。

○畑委員 そうすると、「政令で定める日」というのは、大体予想されている日は少なくとも来年

の十月末より前になることはないであろうということですか、どうでしょう。

○影山政府委員 これは御承知のように選考を二回行ないまして、最初は四十五年度内に行ないます。それから二回目は明年度ということになります。それからなるべく復帰の日に接した日に選考を行ないたいということでございます。ですから、先ほど申しました四十六年十月というのは、かりに十月三十一日とした場合ということでございます。

○畑委員 弁護士について聞きたいのですが、五月三十一日現在で十四名、それから来年の十月末を想定した場合に五人という数の人が試験を受けなければならぬということになる。それで総体として現に弁護士をやっている人が何人おるでしょうか。

○影山政府委員 これも昨年の十月三十一日現在で百二十五名弁護士をやっておられるということになっております。

○畑委員 結局五月三十一日現在なら十四人の弁護士が試験を受けなければならぬ。それから来年の十月末であるとなれば五人が試験を受けなければならぬ、こういうことになる。あと判事、検事は、いまでも判事はゼロ、検事は二名だけれども、来年の十月になればゼロになる、こういうことで判検事については問題がない。弁護士については、百二十五名のうち、潜在はまだあるかもしれないが、顕在の場合が十四名と五名、問題はそういう人たちのことなんです。判検事は問題ないが、弁護士には触れる人が出てくる、そういうことで、弁護士の人たちにも心配がある。しかもいま判検事をやっている人で、聞くところによると、法曹の経験は相当ある人で最近判検士になっていく人があるらしい。すなわち裁判所の書記官など長くやっていて、実務経験は、裁判官としてはな

いけれども、そうした方面に相当長くやっている

人たちが判事になろうとしても、なかなか判事が

上が詰まっておって判事にならなかった。検事の

ほうは案外詰まっていなくて、さきさきとなつた

らしいようなことを聞いている。判事がなかなか

ない。ずっとそれでやっておったけれども、あ

きらめをつけて沖繩の弁護士になった。ところが、なつてからまだ一年ぐらいいかたつていないというような人が、おそらくその数字の中に相当いるんじゃないか、そういう人たちがいるようでありまして。実際は相当経験がある。いま言ったような事情で、あきらめをつけて弁護士になつたけれども、弁護士になつてまだほんとうに短いというところで、ほんとうはほかのさきさきとなつた検事なんかの場合よりも実務のあれは多い、法律家としての実務ですから裁判官とは違いますが、それとも、そういうことで、いま試験を受けなければならぬということで、権衡上たまにこういう立場に立たせられた人がいるという話を聞いております。その辺についてはあなた方も大体の事情を承知しておられますか。

○影山政府委員 昨年の十月三十一日の調査の際に、そういう方がどのくらいおるかということ

を特に把握しておるわけではございませぬけれども、先ほど申しましたように、明年の十月三十一日になりますと、三年未満の方は弁護士さん

も百二十五名中の五名ということになるわけござい

ます。数としてはかなり少ないということでも、

う一つはこの法律のたてまえといたしまして、

やはりこの顕在の判検事、弁護士という職務と責任の地位にあつて、そうして実務経験を重ねられたという方を直接選考の対象とするということにいたしておりますので、そういうふうな書記官あるいは検察事務官として長くおやりになつた方は、やはり経験年数、判検事、弁護士としての顕在者としての職務責任における経験が少なくないというところで、やはり試験を受けていただくことになるわ

委員の異動

四月二日

辞任

中谷 鉄也君

同月三日

柳田 秀一君

柳田 秀一君

補欠選任

柳田 秀一君

補欠選任

中谷 鉄也君

本日の会議に付した案件

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法案(内閣提出第

第一類第三号

法務委員会議録第十四号

昭和四十五年四月三日

第一類第三号

法務委員会議録第十四号

けでございすけれども、そういう方はおそらく長年の書記官あるいは検察事務官としてでございすけれども、長年携わっておられすので、試験には相当の実力を示されるということになるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○畑委員 そういふ事情にある弁護士さんがおるといふことをひとつ承知をしておいていただきだいたいと思ひます。

それともう一つお聞きしたいのは、この法律によりますと、日本で委託修習生でおられる人たち、こういう人たちについてもやはり三年以上の経験を有する者と同じに扱われている。もつとも経験といつても、ほんとうの裁判官や何かとしての経験はないけれども、しかし、沖繩で相当の競争を経て司法試験を受けて受かった。最近ではやはり二十人に一人くらいの競争率になっておるようです。相当の競争率と関門をくぐってきた人たちであります。しかも日本で日本の修習生と同じ教育を受けて、同じ試験を受けて、それで二回試験を通つたという人について、これは私はそれを終つたとなつておると思うのですが、それと同一に扱ふというのはどういふことなんでしょうか。生徒が終つたばかりだということ、実際は経験が三年以上も何にもないということなどあるけれども、修習生だつて二年やつておりますからね。そういう点でそれを一緒に扱わないのはどういふわけか。そういう人たちから私は陳情を受けたので、それであるほどな、こう思つたのでありますけれども、それはどういふことなんでしょうか。

○影山政府委員 要するに、今度の法律の考え方と申しますのは、資格取得の要件というものは沖繩の弁護士の有資格者に対して本土の資格を与えるということでございます。そういったし、なるほど本土の修習は経ておりますけれども、資格の最初の関門である司法試験をやはり通つておられないということもございまして、そ

こでたとえ十年以上経験をした人でも一方において選考をやります。それとの権衡上からもそういう人もそのかわり試験はなしに選考を受けていただく。ついでに申し上げますと、終戦後朝鮮から引き揚げてこられた朝鮮の弁護士さんにつきましても、これは朝鮮弁護士令というのが御承知のとおりございまして、これによつてかなり内地と同じような試験がございまして、そうしてそれによる有資格者になつたわけですが、この場合でもやはり一応選考はいたしております。

要するに、本土の研修を受けたことは、確かに非常に実力を高める上に有利だと思ひますけれども、その基礎としてこれを全く本土と同一といふふにいきなり見るのはいかかといふことで、試験を経ないで選考を受ける、こういうたてまえになつております。

○畑委員 それは当局のほうの考え方もわかるのだけれども、ただ日本の司法試験を受けなかつたのだけれども、向こうでは試験がある。しかも同じ課程の修習を経て、しかも二回試験も通つたといふことだとすれば、これをそれと同じように扱うのもどうかと思ひますが、まあこれはいいです。その点についてはそれだけにします。

次に、一つ御質問したいのは、選考といふのは、前にもだれかお聞きになつたか知らぬけれども、一体どういふ内容の選考をやるのですか。選考の内容、やり方、そういうものについてちよつとお聞きいたします。

○影山政府委員 この法律案といたしましては、選考の方法その他は、選考を実際に行ないます司法試験管理委員会でおきめになることとございまして、現地に選考委員なり何なりを派遣いたしまして、そうして口述が主となると考えられます。その他必ずしも筆記をしないといふことではございませんで、実務的な裁判、検察、弁護にわたる問題について口述を主体とすることになるかと思ひますが、そういう方法をとるといふこととございまして、この決定は司法試験管理委員会の三者構成の機関できめるということになっております。

す。

○畑委員 その選考ですが、選考といふと、試験と違つて、その性格上相当自由裁量の余地があるのが普通でしよう。そこでいろいろ心配をしていくる向きもあるのです。その選考のやり方によつていろいろ思想、信条等の問題について立ち至つて選考をされることはないか、こゝういった心配をしていくる向きもある。実は沖繩関係につきましてはあつた立場におつた方々でありますから、当然考え方等につきましては、思想、信条等につきましては、いろいろ進歩的な考え方の持ち主が相当多いと思ひます。そういう際に、日本の基準に照らしていろいろな思想、信条のような点も加味して選考されるのではないかとこゝういふ心配があるやうであります。これはどうあるべきはずではないのだけれども、そういう心配をしておる沖繩法曹がおるやうであります。そういうこととでないと申すけれども、試験委員会がやるのだけれども、あなた方が直接やるわけじゃないでしようけれども、しかし、あなた方の考えがはつきりしてないといふかぬと思ひまして、その点についてはつきりひとつ確認をとつておきたいと思ひます。その点、いかがですか。

○影山政府委員 この選考の目的でございますが、これはこの法律の二条にございすように、「本邦の裁判官、検察官又は弁護士として必要な学識及びその应用能力があるかどうかを判定するために「行なう」と法律で目的をきめておりますので、いまお尋ねのような思想、信条によつて左右されるということはない。要するに、本土の弁護士として通用し得る能力を有するかどうかということにあるかと思ひます。選考は選考委員会で行なうこととございすけれども、法律にそういうふうなワケがきめてあるわけでございます。

○畑委員 当然そうあるべきだと思ひます。法律にもそう書いてあるし、また思想、信条等について差別をするべきではない、あくまで法律的な素養、それをまたさらに運用する能力があるかどうかという観点にしばつて選考すべきであると思ひうので

ありますが、その点はひとつ間違ひないやうにやつていただきたいと思ひます。そういう意味もあつて、むしろ講習を相当みっちりやつて、講習が終つたらもう無条件に三年以上の人は通したほうがいいじゃないかといふやうな考えの——日弁連などもそういう考えを一時持つていたことではないですか、そういう考え方の人も多いやうであります。いまの答弁を聞いて、その懸念がないやうであります。その法律の精神に従つて、条文に従つてひとつ厳正な、そういう意味での厳正な選考をしてもらいたい、かように思ひます。かつ、ただけ非常にゆるやかな選考といふ形であつて、実際に内容において奪うといふやうな形ではなくて、悪い。それでは法文の趣旨にも合はないことでもありますし、そういうことのないやうにこの法文の趣旨にのつとつて、そういう思想、信条等の点は全然加味することなしにやつていただきたいといふことを重ねて要望いたしておきます。

私の質問は以上だけであります。どうもありがとうございました。

○高橋委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。

前回、私が資料要求の形で政府の御答弁をお願いをいたしたと言つたのは、琉球政府の裁判所法の第一条をまず引用いたしました。第一条には「すべて司法権は、この立法に定めるところにより設置する裁判所に属する。」「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ない、法にのみ拘束される。」という日本国憲法第七十六条と同趣旨の規定があることを指摘いたしました。そうしてそのあとで、したがって琉球法規規程等に規定をされてゐる、好ましくない早急に整備をさるべきであると思はれるところの法令規定等についてどのやうにお考えになるか、布令、布告についてはどのやうにお考えになるか。七十二年度復帰を前にして早急にそれらの問題を整備すべきであるといふこととありました。布令、布告の問題点の

指摘と、琉球法規総覧に所収されておりますところの法律等についての問題点というのは、別の委員会、すなわち沖特等においてこれを論議するのが適当と思われるので、本日はその点の質問はいたしません。

ただ、問題になりますのは、そういうふうなお尋ねを私がいたしました資料要求をいたしました問題意識と同じようなことが、昨日入手をいたしました「法律時報」の四月号の中に、沖縄大学の佐久川という人が「沖縄の司法制度」というレポートを書いておられます。ちょっと引用いたしてみたいと思います。

問題は、米国民政府ないし民政府裁判所が、民裁判所に対し、直接間接の介入が可能であるということにある。すなわち、(一)大統領行政命令に定められる場合には、琉球政府裁判所の裁判権が排除される(裁判所法三条)。(二)高等弁務官に対して、民裁判所の判決確定前、いつでも民政府裁判所に移送できる権限を付与している(行政命令第一〇節)。(三)民政府上訴審裁判所に、一定の場合、琉球政府高等裁判所の裁判を再審理する権限を与えている(同命令第一〇節(四))。四さらに、判決確定後は、高等弁務官に刑の執行を延期し、減刑しおよび赦免をなす権限を与えている(同命令第一一節)。(五)高等弁務官は、安全保障のために欠くべからざる必要があるとき、琉球列島におけるすべての権限を、全面的または部分的に自ら行なうことができる(同命令第一一節(六))。最後に、(六)高等弁務官は、いかなる公務員をもその職から罷免することができ(同命令第一一節(七))。

というふうな問題点が指摘されております。そうしてこの佐久川レポートというのは、司法権独立を規定した裁判所法というのともう一つ法文の観点から見ると、施政権という壁の前には空文にひとしい状態にあるといわざるを得ないではないかと指摘をしているわけでありまして。

そこで、これらのこまかい問題について御答弁を求めようとしているのはありません。お尋ね

をいたしたいのは次の点であります。

前回も申し上げましたけれども、現在われわれが努力をいたしておりますところの国政参加については、本日の新聞報道によりますと、国政参加はまさに当然のことでありますけれども、与党内においても憲法違反ではないということでも、国政参加が実現をする見通しがついたというふうには私は考えます。しかし、前回申し上げましたのは、立法の面において百万沖縄県民の国政参加が実現する、だとするならば司法権の面においてもまた一歩進めたものがなければならぬ、ではその一歩進めたものというのはいかか。すでにいろいろな点を指摘いたしましたけれども、前回は次のような形でお尋ねをしたわけでありまして。

政府の答弁を求めたい、大臣の御答弁をいただきたいと申し上げましたのは、アメリカの布告、布令の審査権が沖縄の裁判所にはないのだという、米民政府法務局長がいわゆる移送裁判、サンマ事件シムズ裁判長の判決についての論評を加えている。これでは全く先ほど指摘をされておりますように、沖縄における施政権下における司法権の独立というのは施政権の厚い壁の前に一たまりもないかっこうではばまれていた。そこで政府の御答弁をいただきたいというのは、布告、布令の審査権は沖縄の裁判所にはすでにあるのだ。これは私は論理的にも当然そのような論理構成ができると思っておりますけれども、国政参加との関連においてひとつ一歩進めた形において政府の御答弁をいただきたい、政府の御見解を承りたい。これが私の最初に大臣に対してお尋ねいたしたい要点であります。

○小林国務大臣 いまの布令あるいは命令ですね、そういうものに対する審査権がある、こういうことを沖縄米国民裁判所ですか、そういうところで判決があった、こういうことであります。この判決については学者とか研究者とかはいろいろな論評があると思いますが、日本政府として、これは注目すべき判決であると思う、こういう程度にしか申し上げられないのであります。

また、沖縄のいまの米国民政府の法務局長が何か言った、こういうことでございますが、これらにつきましても、それはいろいろの批評はあるが、政府当局としてこれがどうこうというふうなことを申し上げるのはどうか、こういうふうなふうに思ふのでございまして、いま申すように、沖縄が施政権下にある現在において、日本政府がこれについて批判あるいは判断をすべき筋のものではない、こういうふうには私は思っております。

○中谷委員 大臣にお尋ねいたしますけれども、国政参加をまさに実現しようとしているわけでございます。だから立法の面における施政権の壁というものはあるけれども、これはもう数歩前進、まさにわれわれとしては国政参加の態勢、形態その他について問題あるにしても、私たちはそれを高く評価しているわけです。また、そういうふうな沖縄百万県民に高く評価されるような国政参加というものを実現をいたしたいというのがわれわれの願いであります。そうすると、立法の次にくるのは、というより同時に布石を打たなければならぬのは、司法の問題。

では、具体的にお尋ねをいたしますけれども、シムズ判決がある。これは日弁連の沖縄報告等の主査であるところの寺嶋君なども、この問題についてはかなり取り組んでおりましたけれども、要するに、シムズ判決というものは審査権を認めただというふうな読み方がある。これに対して、どういふふうな意思、意図を持っているのかわかりませんけれども、アイゼンスタイン局長の談話というものは、全く審査権がないということとを明言をしております。ですから、政府としては、シムズ判決は支持するのか、それとも、当時の法務局長の談話などというものは、単なる個人的な見解として受け取るべきなのかどうか、この一点に私はかかってくるのだらうと思ふんです。法務局長の言うこともそういうふうな受け取る、シムズ判決もその判決を文理解上読むということではなしに、日本国政府としてはどちらを支持するのか、こういう問題であると思ふます。この二つの、

談話と判決とは内容が違いますが、布令、布告の審査権について内容が違いますが、これはいづれをとるかということは、これはもう私は、言うまでもなしにシムズ判決の立場なんだというのを政府としては御答弁になる。そうして布令、布告の審査権があるんだということを一歩進めていただく方向でなければ、私はおかしいと思ひますが、いかがでございますか。

○小林国務大臣 これはもう私も日本政府が、これについてその責任ある判断などをすべき立場にない、これはやはり沖縄の側において定められるべき問題である、私も日本政府として、どっちがいいとかいうふうな立場にない、こういうふうな思ふのであります。また、これらの問題は、いま法の解釈等は、やはり結局において、沖縄においても裁判所できめられることである、こういうふうな思っております。

重ねて申し上げますが、私も、いまの審査権がある、そういう判決があったということを承知しておいて、これが非常に注目すべきものであるというふうなことを考えておりますが、その後、いまの当局者の発言等についてのことも、お聞きはいたしますが、どっちが正しいんだなどということを私も政府として言うべきことではない、こういうふうな考えております。

○中谷委員 そうすると、やはり少し問題に入っていくかたがたは、要するに、本土並みに法律を整備をして、不適当な布令、布告については廃止を求め、改正を求めていく、こういうふうな考え方は、一体化の一つの考え方でございまして、そういういたしますと、調査部長にお尋ねいたしますけれども、先ほど私が引用いたしました諸問題点、裁判所法の第三条、行政命令の十節、十一節、これらについては、日米共同声明の前後にわたって、特にその後でですね、これらの布令、布告について改廃等についての交渉はどの程度行なわれているのですか。これはやはり一点、聞いておかなければいけませんね。

○小林國務大臣 これは、いま施政権下において、米国民政府がどういう処置を決定をするかということ、向こうさんのおやりになることで、日本の政府としては、一体化のこともあるから、できるだけ日本の法律に合うような立法をしてもいいという要請はできる、しかし、それ以上のものではないということでございまして、従来もこちらの要請と申しますか、希望によって、裁判所法とか検察庁法とか、こういうものがすでにできておることは御承知のとおりでありまして、返還を前提として、できるだけすみやかに日本の法律と同じようなものをひとつやっつけてほしいということ、いろいろな面において沖繩の米政府側に要望しておる、こういうことでございまして。

○中谷委員 要請しておられると言われども、人権問題が日米琉諮問委員会の協議事項にあるのか、日米協議委員会の中において人権問題を協議事項にするのかということ、繰り返し繰り返してこ数年來、論議されてきたことでございまして、そういたしますと、先ほど私が指摘をした布令、布告の問題については、日米協議委員会等で協議の対象にされた事実があるのか、あるとすればいつか、やはりこれらの点については大臣、簡単に要請してはいますとおっしゃいますけれども、もしそうだとすれば、要請といえますか、協議された事項があるのかどうか、事実があるのかどうか。協議した事実があるとなれば、これはかなり話は重大でありますし、協議した事項があるのか。日米協議委員会なのか、それは外交ルートなのか、それとも、日米琉諮問委員会ではそういうことができないという説もあるようだけれども、当時の日米琉諮問委員会なのか、それとも、現在の委員会なのか、そういう点はどうなんでしょうか。

○小林國務大臣 お尋ねの件は、担当である特連局のほうからお答えいたします。

○中谷委員 特連担当ではございませんで、日米協議委員会なら外務省の御担当でございませう。それで、私は、御担当がくるくる変わるかわつちやいかぬ。協議した事項があるのかないのかという

ことも、一つの政府として、大臣が御出席いたたきというの、お答えを法務大臣のお口からお聞きいたしますよということなんです。きのうすでに外務省のほうから詳細な資料が届いたので、その点について沖特でやるのが本筋だろうから、きょうはあまりこまかいことはお聞きしませんというところで話をしたのですけれども、どうもやはり私は、冒頭の質問で、これはもう日本国政府としては、シムズ判決を歓迎するのは当然だ、法務局長の談話なんているのは、それは談話としては受け取るというぐらゐの御答弁が出るだろう、それで私はきょうの質問は、この点についてはその程度にしておこうと思つたけれども、論議の限りではない、相手さんのやることだということじゃ、国政参加でこれだけ鏡憲議院運営委員会を中心に努力している。与党のほうも、いろいろな疑義はあつたようでありまして、何とかまとめようとしている。国政参加は、だからさういふかつこうで実現する。司法の問題、もう一つ大事な三権の一つが法構造上おくれたままになつてゐる。これはやはり沖繩県民にとって耐えられないものがあります。これは私は、大臣の口を通じて、施政権を全部壁をとつてしまふんだということまでお話を伺おうとしてゐるんじゃない。布令、布告の審査権はあるというシムズ判決を支持されるのか、この点をお尋ねしてゐるのですから、これはもう私は、お答えをいたしたくは当然だと思つてゐます。しかし、日米協議の、これは特連参事官がおいでになつておるが、これは特連の御所管じゃなくて外務省だろと思つてゐます。私は、前回お願いしたのは、法務大臣のひとつ御答弁をいただきたいということ、政府内部で意思を統一していただきたいということであつたわけなんです。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

日米協議委員会は総理府と外務省の所管でございまして。ただ、従来の日米協議委員会は、その討議すべき内容が限定されておりましたので、従来、日米協議委員会で協議した事実はないと私は承知しております。ただ、歴代の総理府長官が沖繩を

訪問した際には、高等弁務官に対して、沖繩の自治権の拡大という見地から、布令、布告の民立法への切りかえという話を合せておりました。その結果といつていいかと思つておりましたが、三十九年の八月の高等弁務官の就任当時は百四十五件の布令、布告がありましたが、現在は七十件まで減少しております。司法関係では裁判制度の基本法令である琉球民裁判所制が廃止されまして、昭和四十三年一月一日から琉球民立法である裁判所法、検察庁法及び弁護士法が施行される、そういうふうな形になつております。

○中谷委員 資料として法務省のほうから民政府裁判所についての機構と裁判権についての資料をお配りいただきました。これは非常に努力をされたことだと思つてゐます。それから沖繩の軍法会議についての資料をいただきました。

そこで、四十四年の四月七日、前総務長官とラポート高等弁務官の会談後の共同新聞発表の中に、高等弁務官は、犯罪の発生は過去二年間に顯著な減少を見せようことを指摘し、犯罪の発生をさらに減少せしめるためにとられた種々の措置について説明をしたという談話があるわけでありまして。前総務長官には裁判権の問題については何ぶんかわれども質問させていただきますけれども、御努力をいただいたことを私は認めるわけでありまして、ただ特連にお尋ねします。が、民政府裁判所の年間新しく受けた事件数については、一九六七年までの資料しか入手できませんか。と申しますのは、四十四年四月七日のランバートと前総務長官両者の共同新聞発表にいう、年々過去二年間に減少してきたという指摘は、必ずしも間違いではないし、そのとおりだと思うのですけれども、ベトナム紛争の終結といふか、に伴つて、沖繩の現地の新聞の報ずるところによりますと、四十三、四十四年、かなり事件が激増してきてゐる。米軍人、軍属による事件がふえてきてゐるということが報じられてゐるわけなんです。ですから、六七年までの資料を提示されまして、事件数がだんだん減つてきておるといふ御

指摘があつても、知りたいのは六八年と六九年なんですけれども、この点いかがでしょうか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

民政府裁判所のほうの事件数は、六八年も六九年もほとんどゼロに近いような数字になつております。ただ先生の御指摘の点は、むしろ軍法会議の件数ではないかと思つてゐます。それで軍法会議の件数につきましては、一九六七年は発生件数が千七百九件でありまして、一九六八年は六百七十八件という状態でございまして。ただこれには交通事故が入つておりません。

○中谷委員 そうですね。私が指摘いたしましたのは軍法会議のほうと若干混乱をいたしておりましたから、いまのお答えでけっこうだと思つてゐます。

そこで、これはやはりきょうはひとつ明確に回答をいただけるのでございませうね。というのは、前々回から私は人権擁護と裁判の公開ということについて何回か委員会、それから沖特においてもお尋ねをいたしました。が、軍法会議は軍の課報上必要と認められる場合以外公開の法廷で審理をされる、沖繩住民は被害者である事件については、被害者に対し軍法会議を行なう期日が通知されてゐるということでありまして。そうだとしますと、この軍法会議が公開の法廷で審理されるというの、一体根拠法令は何になるのでしょうか。

そのこと、いま一つは、沖繩住民が被害者である事件については通知されるということですが、けれども、これはどういふ事実関係、事後的な経過をたどつて通知をされてゐるのか、これはやはりひとつ明確にしたいと思つてゐるのです。これは私自身の調査が十分かもしれないけれども、若干認識と違ふ点があるので、この点をひとつお答えいただきたい。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

公開の原則は、統一軍法典に書かれており、ま

それから通知でございますが、これは軍法会議のほうから警察に通知がされるという手続をとっているはずでございます。

○中谷委員　そこで、警察に通知をされるということになっていと言われるのですけれども、私が四十二年十二月に沖繩に参りましたときに、ライトホールさんだっと思いましたが、法務局長に会ったけれども、日本の刑事訴訟法にそういう通知をする規定はないでしょうということでありました。それが一つと、一つはその後私の記憶では、四十三年に参りましたときにも、その点は私、確認できずじまいで帰ってきておりますけれども、その事実は間違いないと思いませんか。通知されていることは警察局が何かで確認をせられたかどうか。

○加藤(兼)政府委員　正式には警察を窓口として通知されますが、それ以外に報道関係者に対して報道を流しております。昨年の四月二十八日午前九時、瑞慶覧地区内建物四百二十一号の法廷において軍法会議が招集される旨の報道を流しております。

○中谷委員　一点だけ確認をしておきますが、私自身の調査が不十分かもしれませんが、それは特連としては警察局のほうに対して確認をしていただいていいわけですね。そういうこととして承知をしていいわけですね。——そこで法案について畑委員のほうからお尋ねがありましたので、私は一点だけお尋ねをいたしておきます。

講習でございますけれども、講習は当然現地で行なわれるわけでございますが、これは全く老練的な質問になりますけれども、講習をとにかくやると、だれもかも講習に行ったら、訴訟の迅速なということをやろうのですが、裁判所がからっぽになつてしまふじゃないかという話もあるわけなんです。この点についてはどういう配慮をされるのですか。

○影山政府委員　講習につきましては、この法律でまず講習は選挙の要件としておりませんけれども、しかし、できるだけ多数の方が講習を受け

て日本法の実務等を知っていただく。そのために期間も大体三カ月くらいを予定しておりますものですが、時間その他の関係でなるべくそういう事務に支障を来さないようにする。あるいは二組に分けるとかなんとかいたしまして、その点のくふうをこらしまして、実務に差しつかえないような方法をとりたい、こういうふうと考えております。

○中谷委員　実務に差しつかえないといっても三カ月間半分に分けてやれば、たいへん実務に差しつかえてくると思うのです。それはそれとして、そういう方法について実務に差しつかえないような方法というのを考えていただきたいと思ひます。

聞くところによると、夜するのじゃないかというような説もありますが、そういうことで、はたしていいのかどうか、これも一つの考え方としてそういう考えもあるというふうに承っております。そういうやり方がいいのかどうかについて、ひとつ十分に御検討いただきたいと思ひます。

そこで、講習の内容は、選挙の方法、内容、程度というふうなものとこれは結びついていくというふうにお伺いしてよろしいのでしょうか。

○影山政府委員　この講習の目的は、選挙を受ければすぐ合格したときから本土弁護士となられるので、そういう方に沖繩と本土法との主として違う点、特に実務的なやり方の違うような点を修得しておいていただく、こういうのが講習の趣旨でございます。一方選挙のほうは、本土弁護士としての学識、应用能力の有無を判定するというので、その科目と申しますかその範囲は、たとえば裁判、弁護というふうになる点では同じでございますが、その内容は異なるということでございます。

○中谷委員　それで、一点先ばししたことをお尋ねしておきますけれども、こういう点については調査部長さんどのようにお考えになるでしょうか。沖繩法曹、特に沖繩の弁護士さんの数という

のは、まあ選挙の結果、本土の弁護士の資格を取得されたという前提に立ちまして、とにかく類似県に比べて多いのだから少ないのだからかという一つの議論があると思うのです。しかし問題は、政府がかねてから沖繩の開発について、方針として繰返し繰返し言明されていることは、沖繩を過疎県にはしないんだということ、現に住んでおられる沖繩県民が豊かな生活ができるような沖繩県づくりをするということ、これが政府の方針であります。そういう状態の中で、しかし、そのことと別に、法曹人口についてどういふふうに見通ししてお持ちになるか、またどういふふうにしたいたと思うか。要するに、沖繩県開発にやはり弁護士もまたこれ協力すべき一つの任務を持つていては私と思ふ。こういう点については見通しを立てたことではないというならぬというふうにお答えいただけてけっこうですから、ひとつ御答弁をいただきたい。

○影山政府委員　たいへんむずかしい問題でございます。現在、沖繩と本土の各県とを比較いたしますと、法曹の数は人口に比較しまして非常に多いように思われますけれども、これはまた沖繩のいろいろな司法事情が本土と変わっておりますので、そういうことにもなっているかと思われま

す。いまの中谷委員のお話のような状態は沖繩の司法需要の問題で、将来経済発展その他で一体どういふふうになるか、ちよつといまからにわかには申し上げられないのではないかと思っております。

○中谷委員　最後に一点だけ、私のほうから法務省ですでに御準備をいただきました資料に基づいて確認だけをいたしておきますが、公証人の職務、権限等は本土法と同様、現在那覇市に公証人の方が一名任命され、執務されておる。その方の資格については、復帰時において公証人法第十三条ノ二によつて公証人審査会の意見を徴した上、善処する考えというふうにお伺いしておいてよろしいですね。

○影山政府委員　そのとおりでございます。

○中谷委員　じゃ終わります。

○高橋委員長　岡沢完治君。

○岡沢委員　政府がこの法案を出しになるまでいろいろないきさつがあったらうと思ひます。

かつては昭和二十一年の法律第十一号によつて問題が取り上げられましたように、戦争に負けた結果、朝鮮弁護士令によつて弁護士の資格をお持ちであつた方の資格をどうするかという措置、あるいは近いところでは奄美群島復帰のときの措置等もありますし、また、本法案に対するいろいろ質問でも出ましたように、沖繩法曹界の希望とかいふ問題、あるいはまた日弁連の意向、いろいろ利害錯綜する点もありますし、一方で、資格を取得された以後は本土における同じ判検事、弁護士の資格をおとりになるといふことで、水準の問題等、諸般のむずかしい要件のかね合ひといふような要望があるわけでございます。その辺のいきさつにつきましては、時間の制約がありますけれども、簡単に御答えをいただきたいと思ひます。

○小林国務大臣　これはもう御案内のように、沖繩の法曹資格と日本の法曹資格というのは区別されておたのでありますが、沖繩が日本に返還される、こういうことになりましたら、どうしても法曹資格の一元化といふものが必要と相なるのであります。いろいろの法律が出たのであります。問題は先般一応の法律が出たのであります。何が、何といたしまして法曹資格は重要な問題でありますので、その際には間に合わないかと、こういうことであります。事柄の性質上や



というものはぜひ実現させたい。それにいたしましても、このことについてはあるいは選考とか試験とかいろいろの段階があるということになりましますから、この際ぜひこれらの問題を解決しておきたいということ、とにかく一体化の前にもうすでに本土の資格を与えるというようなことはほかにあまりないのでありますが、事柄の重要性から早くにやりたいということ、この際提案をしたということでございます。

○岡沢委員 それで、この法曹資格について日弁連は意見書を出しているわけですね。選考基準を厳格にせよというのが趣旨だと思えますけれども、沖繩法曹界からは全員に資格を与えてほしい。お互いにそれぞれの立場があるうと思えますけれども、この法案だとおっしゃればそれまでですけども、政府のお考えを聞きたいと思えます。

○小林国務大臣 これはお話しのように、沖繩側は緩和した措置を、また、日本の弁護士会ではそう簡単には困る、こういう御主張があったのでありますから、この法案そのものについては日本弁護士会のほうはまだ多少御不満があらはせぬかと思えますけれども、この程度のところまでひとつ話し合いを実現しようということ、この案に落ちついたということでございます。

○岡沢委員 この法案で三年以上法曹としての実務経験のある者及び本土で司法修習を受けた者は試験を受けなくても選考を受けることができます。問題は、布告第十二号の七条二項の沖繩の弁護士資格の中のいわゆるC号に該当して弁護士の資格をとった人が、やはり三年以上の実務経験者というところで試験を免除されているわけですね。非常に問題があるかと思いますが、これも含めた、いま指摘いたしましたような方々を試験を免除されたという理由をお尋ねいたします。

○影山政府委員 法案の技術的な点でありますから私からお答えいたします。これは結局三年というのは、現実には弁護士、判検事をやられたという、そういう職務と責任の上

に立って、積み重ねられた経験を尊重したわけでございます。それ以下の方については、たとえばそういう意味の経験年数が全然ない人というの相当数にのぼっておりますので、そういう方々についてはこの選考を受けるにふさわしい実務的な基礎的素養があるかどうか、弁護士としてあるいは判検事としての実際の経験のない方もいられるという点を考慮いたしまして、試験を受けた上でこの選考に加われるということにいたしましたわけでございます。

○岡沢委員 問題は、この選考なり試験の基準といいますが水準に関連してくるむずかしいところだと思えますが、たとえば沖繩の弁護士資格の場合、いま申しました布告第十二号によっても五年以上琉球諸島で判検事の職務をやった者、今度の法案では、判検事の場合三年以上の実務経験者で当然この試験を免除されて選考の対象になる。むしろ沖繩の弁護士資格よりも逆に二年間実務経験が緩和されているわけですね。その辺のいきさつをお尋ねいたします。

○影山政府委員 この布告第十二号のBの判検事実務経験五年と申しますのは、この前の提案理由の補足説明にも申し上げましたように、終戦の直後に法曹有資格者がおりませんでしたときに、判検事を任命しなければならぬということで、軍政長官等が全然法曹資格のない人の中から判事としてあるいは検察官として適当だということで任命した、そういう方でございますので、昭和二十七年にこの布告ができましたときに、五年ということをお願いしたのだと思えます。私どもの考えておりますのは、こういう方でも今度の経験年数というものはその五年間を経過したあとの、つまり資格をそれによって取得したあとの実務経験三年ということに考えているわけでございます。

○岡沢委員 いま部長さんの御答弁にありました、終戦直後の特別任用で判検事に軍政長官等から任命された方々、しかも現在今度の法案の対象になる方々の数、それからその方々の前職はどういうものか、わかりましたらお答えいただきたい

と思えます。○影山政府委員 お手元にお配りいたしました表の中に、いまのBに該当するものが二十六名ございまして、大体この数だろうと思われまします。前歴については、実は資料的な調査の材料がございまして、いろいろ聞くところによりましますと、たとえば司法書士をしてきた人もあり、裁判所事務官の経験者もありというふうに、非常に多様なようでございます。

○岡沢委員 講習のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、講習はこの法案によりまします義務づけられていないですね。強制されなかった理由です。○影山政府委員 今度の講習の目的でございますが、先ほども申し上げましたように、沖繩法曹のレベルアップという一必ずしもレベルアップでなくて、沖繩と本土との法令の違いとか、あるいは実務のやり方の差を修得していただくという趣旨でございます。ところが、先ほど申しましたように、本土で講習を受けた人とかその他研修等を受けた方もおられますし、あるいは弁護士の方でも訴訟事件の關係で本土と非常に関係が深くて、本土の法令や実務に習熟されている方もいられるというふうな思われますので、先ほど申しました講習の目的等も考えまして、必ずしもこれがどうして受けなければならない選考を受けられないということにはしなかつたわけでございます。

○岡沢委員 先ほど法務大臣の御答弁にもありましたのですけれども、選考に合格した者は、沖繩の本土への復帰前にも本土の法曹資格を与えるその理由、どこにこの二条四項の特別に弁護士の場合だけあるいは法曹資格だけ復帰前に本土と同等の資格を与える必要性があるか、理由があるか、お尋ねいたします。

○影山政府委員 これは先ほども大臣からお答えがございましたように、復帰前になるべくこういう資格免許を一体化しておくといい方針がございまして、すでに昨年度の公認会計士、税理士、その他いろいろ資格免許について一体化が行なわれ

まして、復帰前から実務を行なえるようにするという方法がとられたのでございまして、昨年の法案にのりませんでしたのは、法曹資格の問題はなかなかむずかしい点がございまして、これを検討しておりました關係上、今回これだけについての単行法を出すということになったわけでございます。

○岡沢委員 この法案の四条によりましますと、復帰後は試験を行なわない。再試験、再選考の道は閉ざされることになっております。また試験は二回行なわれるというのは先ほどの御答弁にもございました。しかし、試験を受けられなかった人、選考を受けられなかった人、不合格の人、必ずあとに問題が残ると思えますが、ほんとうに復帰後は一切試験をされないおつもりかどうか、その辺のところをお聞きいたします。

○影山政府委員 この一体化と申しますのは、先ほど来申し上げておりますように、資格取得要件の非常に異なる弁護士資格層を、こういう全く特例的な方法で解決していくということでございますので、こういう事務的措置は今限りにいたしたい、こういうことでございます。

○畑委員 先ほどちょっと聞き漏らしたので、関連して簡単に質問いたします。その問題なんです、二回しか試験しないというののは動かせないのですか。私は要するにできるだけそうした弁護士の人などを救済してあげたいという考えなんです、できるだけ接着一機にやる、できるだけ接着一機にやる、三年というところで免れる人もあると思えますが、そういう配慮をひとつ。まず一番復帰に接した時期を遡んで、それを含めて三回するわけにはいかないか、条文にはなからうと思えますので、その辺をちょっと聞きたいのです。

○影山政府委員 これはただいま申し上げましたように、沖繩復帰という未曾有のことについての特別な措置でございますので、この回数何回も重ねて、畑委員なども御承知のように、たとえば五十二号試験のような形になっても非常に問題で

でございますので、これは今回限りにはいたしたい。ただ、いまの選挙の時点を復帰になるべく接合させて、なるべく受ける人が多くなるようにという配慮は政令で基準日をきめますときにいたしたい、こういうふうな考えております。

○畑委員 もう一つ。日本の場合などはあくまで試験を受けなければだめだけれども、向こうの場合などは、とにかくいままで弁護士をずっとやっているのですからね。そして向こうの都合で弁護士をやっていたのが、今度日本に復帰するということになるので、その点同じには考えられない。それだけの能力があればできるだけ救ってやる必要があると思う。そういう意味で、時間をまず接合したときに選ぶということが一つ、でき得ればひとつもう一回——何人でもないからもう一回試験を受けて、受ければ通してやる。試験というものはなかなかフロックが出るものだから失敗することもあると思いますから、そういう点の配慮をお願いしたいと思いますが、それはどうですか、三回は。別に法律にきめたわけではないでしょう。

○影山政府委員 これは政令で定めることになっておりますけれども、しかし、三回ということは考えておりません。ただ、先ほどの御質問にもございましたように、現在弁護士をしていて試験を受けるという方の人数は非常に少のうございまして、それからそういうふうな現在弁護士をしておられますと、三年未満ということになります。そういう方でもおそろしく試験はそれだけの実力をお持ちだろうと思われまうので……(岡沢委員)通るだろう(と呼ぶ)はい、そういうことであります。

○岡沢委員 人情からいえば、全員通してあげたい。しかし、法曹の能力とか資格とか、あるいは使命、責任ということを考えましたら、簡単に通せない。むずかしいところだと思ひます。そういうことで試験の水準、選挙の基準、これは一般に考えられますのは、選挙の場合は二回ということですが、試験の場合は司法試験に準ずるものと考

えて、それよりもレベルは下がるのか。先ほどの中谷委員の質問とも関連しますが、試験の資格者は沖繩で五百人いる。沖繩の人口百万人といいたしました場合、日本の内地の場合は一億人で約一万人の弁護士、一万分の一なんです。そういう比率からいえば、百万人の人口なら百人くらいが日本の水準であるわけですが、現実には有資格者といいますが、試験の対象者というのは五百人、ちょっと幅が広過ぎるという感じがするのですが、その辺、試験と選挙の基準、水準、どの程度を考えておられるか。

○影山政府委員 それはなかなかむずかしいお尋ねでございます。選挙の基準は、結局法曹三者からなる選挙委員会、あるいは司法試験管理委員会でおきめることなので、直ちにこの程度だということとは申し上げにくいわけでございます。ただ、試験でございしますが、これは司法試験と異なっております。主として実務的な素養を見た、こういうことでございします。

○岡沢委員 まあお答えしにくいところだとは思いますが、その辺の基準が非常に大事な問題ではないかと思ひます。一方、沖繩に關係のない人は、しかも司法試験に何回も失敗したという人が、この法律に便乗してというか、利用して、抜け道だといえは語弊があると思ひますけれども、日本の法曹資格を取得しようという考えを起こすことなしとしないと思うのです。医者と弁護士の場合、親が法曹だったり、医者だったりした場合、どうしても資格をとりたという執念的なものがございます。もちろんその歯止めとして、第二条の二項の一年間という沖繩居住の条件を与えておられるのだと思ひますが、この辺の抜け道対策といひますか、配慮というものをお尋ねしたいと思ひます。

○影山政府委員 この法律は沖繩の法曹資格者に ついての全くの臨時の特別法でございますので、いま岡沢委員のおっしゃったような方たちが受けることは、もちろんこの法律の趣旨とするところではございせん、いま仰せにありました一年

の住居制限がございまして、沖繩人でこの法律施行のときに一年間住んでいられるという制限を加えれば足りるのではないか、一応そういうふうな考えております。

○岡沢委員 最後に、こまかい質問になって恐縮でございますけれども、布告十二号の七条二項の弁護士資格のC号に該当する方々の沖繩における解釈をちょっと聞いておきたいのですけれども、「公認の法律学校の卒業証明」この「公認の法律学校」これは補足説明では、「本土及び沖繩の大学の法学部等」という御説明があったわけですが、アメリカの大学の場合にはどうなるのか。あるいは「等」というのは、その他何を含むのか。

もう一点、「日本若しくは琉球の法律訓練を要する職務」ということをおあげになりましたが、「本土又は沖繩の裁判所書記官、検察事務官、弁護士事務所事務員等」とありますが、たとえば警察で司法事務を扱った人は、沖繩ではこの解釈に含まれているのか、その辺をお尋ねします。

○影山政府委員 「公認の法律学校」の解釈でございしますが、これは若干の変遷はあったようでございますけれども、かなり広く解釈されております。具体的な例で、たとえばアメリカの大学がどうだということとはわかりかねますけれども、かなり広く解釈されております。しかし、だんだんこれがしぼられてきて、それから同じ大学でも法律を主として、法律専門部でもよろしゅうございしますけれども、政治だけというふうなものははずすという形で運用されてきたようでございます。

「法律訓練を要する職務」でございますが、これについては、やはりだんだん厳密な解釈が行なわれておまして、裁判所、検察庁、弁護士事務所というところで訓練をするというところに限られておるようでございます。したがって、警察その他は入らないという解釈で行なわれてきたようでございます。

○岡沢委員 終わります。

○高橋委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 先ほど三年未満の当たらない人は、弁護士では五人ということをやつと云われた。それはいつの時点でいつてそうなるのですか。

○影山政府委員 五人と申しましたのは、四十六年の十月三十一日を一応とった場合の数でございます。

○松本(善)委員 そして判検事の場合はゼロになつていくわけですね。五人の人数を救済するといひますが、それが選挙を受けられるようにするには、いつに時点を決めなければならないことになりませんか。

○影山政府委員 これは、いまの計算によりますと、四十七年の九月三十日になりますと、みんな三年の選挙資格を取得する、こういうことでございします。

○松本(善)委員 法務大臣にお伺ひしたいと思ひますが、この沖繩で、米軍の軍政下で二十年もいろいろ苦勞して、人権擁護その他法曹の仕事に携わってきた人たちが、これは可能な限り、やはり少なくとも選挙を受けられる状態にするということが必要なのではないかというふうな考へるわけですが、けれども、そういう点について、いまの政令で定める日の定め方によって選挙を受けられるかどうかということになるわけですが、可能な限りたくさんの方が選挙を受けられるような状態にするのが本来あるべきやり方ではないかと思ひますが、その辺の御意見を伺ひたいと思ひます。

○小林国務大臣 お話しのようになつたと思ひます。

○松本(善)委員 それから、この法律案を生かすも殺すも運用にかかっている点が非常に多いかと思ひますが、いま申しましたように、沖繩での法曹が、二十年間同じ国民として非常な苦勞をしてきたことを考えに入れて、可能な限り落とすといふ方向より、可能な限り資格を与えていくという方向を考えなければならぬ。同時にその

際に、法曹の質が下がっていいというわけでもありませんので、この点を解決していくのには、これはやはり選考の中の講習に重点を置いて、十分に講習を受けていただく、そして本土の法律につきましても知っていたらいい、そうして原則として資格が与えられるという方向に運用されるならば、日弁連の言っておることに応じられるし、それから現地法曹の要求にも応じられることになるかと思ひます。そういう方向で運用すべきものと思ひますが、それについての政府のお考えをお聞きしたいと思います。

○影山政府委員 先ほど来申しましたように、この講習は任意といたしておりますけれども、しかし、なるべく多数の方に受けていただく、この講習の目的、この法律の目的とするところを貫くようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○松本(善)委員 私は、その点は先ほど言つておつたのですけれども、もう一点、この選考のやり方です。選考について、これはたくさんの方が受けてもらうというだけではなくて、その選考は講習に重点を置いて、そうして落とすというのが目的じゃなくて、できるだけ講習を受けてもらつて、資格を与えられるようになるまで講習をして、そうして原則として与える方向で運用をしていく、こういう方向の運用が望ましいのではないだろうか、こういうことなんです。

○小林国務大臣 いまの御意見を尊重してまいりたいと思ひます。

○松本(善)委員 それから、当然のことではありますが、先ほど同僚委員も質問いたしましたけれども、まずこの選考試験にあたりまして思想や信条による差別というようなことが行なわれることがあつてはならないし、あり得ないことだと思ひますが、その点について一応確認的に法務大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○小林国務大臣 それも御意見のとおりと思ひます。

○松本(善)委員 それから、もう一つこの際お聞きしておきたいのでありますが、判検事、弁護士資格を持っていないが、法曹としての仕事の一部を担当してきた裁判所の書記官でありますとかあるいは検察事務官、こういう人たちの資格は復帰に伴つてどういふことになりましようか。

○影山政府委員 これは最高裁、法務省ともに経過的な措置として考えなければならぬ問題で、一般の公務員すべてにもつながらる問題でございます。復帰までに適当な措置をとる準備をしたいというふうに考えておるところでございます。

○松本(善)委員 いま現在ではどういふ内容になつてゐるか。それは大体引き続いて採用していくというか、職員にしていこうという方向で考えられておるのでありますか。

○小林国務大臣 これは、やがて一体化に伴う法律が、全体的なものが出来るはずであります。その中へ一般公務員等と同様に想定されるということ、そのまゝ引き継いでいく、こういうふうな方針がとられることと思ひます。

○松本(善)委員 終わります。

○瀬戸山委員 ちょっと関連。いま法務大臣のお答えで、こういう問題は一般的に私は他の機会にたゞしておきたいと思つたのですが、きょうも二回出ましたけれども、思想、信条等によつて差別しない、それは間違いないですか。

○小林国務大臣 差別はあり得ないと思ひます。

○瀬戸山委員 一般的にいいますと、憲法の規定によつて、そういう思想、信条等で差別はしてはならぬことになっておりますが、どうも日本の政府の法律運用に私は誤りがあると従来から考えております。それは、きょうは裁判所関係、検察庁のほうだけ、裁判所は法務省の所管ではないと思ひますが、法の運用としてはそれは一般公務員全部——国家公務員、地方公務員、教職員、判検事、これは日本国憲法あるいはその憲法のもとに成立しておる政府を暴力をもって破壊するといふようなことを目的とする団体あるいはそういう団体に加入した者、そういう者は試験を受けさせられない、あるいはそれを採用してはならない、こういう

い、あるいはそれを採用してはならない、こういうふうな法律があるのですが、いままでそういう法律を運用されたことが全然ないと言われるのですか。

○小林国務大臣 これはいろいろの公務員等についても適任であるかどうか、適当であるかどうか、こういうふうな考え方は持たれる、こういうふうな思ひます。したがつて、一般的にこれだからして初めからもう条件をきめておくということではなくて、具体的に選考の際に適当であるかどうか、こういうようなことが考えられると思ひます。

○瀬戸山委員 思想、信条等によつて差別するといふことは全然ないという御答弁でありますから、そうするといまのわが国の政府は——公務員はたくさんあります、いろいろの種類のありますが、そういうものは試験の資格がないと、欠格条項はきまつておる、あるいは任用もできない。任用の欠格条項を法律で定めておる。それならばやはりそういう事態にあるのかどうか、それはやはり調査するといひますか、認定するといふことがなければ、この法条の運用はできないことになるんじゃないかと私は思ふ。私は率直にいって、従来そういう点においてわが国の政府は怠慢であつた、こう思ふのですが、全然それは無関心でおられるといふことなのかどうか。それを確かめておきたい。

○小林国務大臣 立法の問題はいろいろ御意見がございしますが、要するに選考する場合にいろいろの事項を考えて、そしてその任に適するかどうか、こういうふうなことになるというふうな思ひます。

○瀬戸山委員 裁判官、検察官ならば、法律その他檢察事務、裁判官の事務を処理する能力があつても、もともと司法試験を受けさせる資格があるかどうかという前提に、そういういま申し上げたようなことを調べるといひますか判定する前提があるわけですか。そういうふうに法律に定められておる。それで思想、信条等によつて全然差別しない

いというお答えであると私は間違ひであると思ひから特に念を押しておるのですが、いかがですか。立法問題でなくて、御承知のとおりたくさん法律にそういうことが定められておる。それが今日まで不問に付されておるのではないかという疑いを私は持つておる。調査部長でもけっこうです。一体そういうことに全然関心がなくて法律を運用されておるのかどうか。

○影山政府委員 今度の選考は採用の試験と異なりまして、そういう資格を付与するといふ試験でございます。司法試験法等とその点では全く変わらぬことになつてゐるわけでございます。

○瀬戸山委員 沖繩の弁護士問題、弁護士はかまいません。裁判官、檢察官——沖繩に關して言つておることはありますが、先ほどの御答弁を聞いておりますと、そういうものは全然関係ないのだといふような印象を与えるような御答弁がございました。特に私は念を押しておる。これは裁判官、檢察官ばかりではありません。教育公務員、地方公務員、国家公務員全部そういう法律の規定が定められておる。ただ観念的に思想、信条等によつては差別しないのだといふようなことでは間違ひが起こる。また現在間違ひでおる、率直にいって、そういうことではないのかどうかという前提で聞いておる。

○高橋委員長 ちょっと、重大問題だから次の機会にして、よく研究して政府の統一見解をまとめてから次回に答弁する……(発言する者あり) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○高橋委員長 速記を始めて。

鍛冶君

○鍛冶委員 第一に私のお聞きしたいのは、講習は大事な問題だ、これはだれも文句はないと思ふ。次第のものだが、いかなることを講習されるのですか。どういふことをしようと思つて講習をやつておられるのか。講習の眼目は何なのか、これをひとつ。



○影山政府委員 これは法律の三条にございますように、「本邦の法令並びに裁判、檢察及び弁護士事務の実務に関する講習」ということになっております。

○鑑治委員 そうすれば、どんな人間でも法律を知っておいたら、手続さえ知っておればいいのですか。講習というものは裁判官なり弁護士としての適任者である者をつくるのが講習じゃないのですか。問題はそこにある。その点をお聞きしたい。知識はもろもろ要りますよ。根本は、裁判官としての適性を持つておる、弁護士としての人格を備えておる、その点が一番の眼目と思うが、その点はあなた方はどう思いますか。

○影山政府委員 ただいまの点は、選考において裁判官、檢察官としての必要な学識及び应用能力を有するかということとを判断いたすわけでございまして、講習自身は本土法の理論並びに実務を知っていただくという趣旨の講習でございます。

○鑑治委員 国内の研修でも同じですか。法律知識を与えることが目的ですか、人間をつくるのが目的ですか、裁判官としての適任者をつくるのが目的ですか、弁護士としての適任者をつくるのが目的ですか、どちらですか。

○影山政府委員 今回の講習と申しますのは、要するに、沖繩と本土との弁護士資格の取得要件が異なっております。しかし、今度の講習を受けられる方は全部沖繩の法曹としての資格を持つておられるわけでございます。したがって、そういう前提に立って今度の臨時的な措置を行なう。そういったしますと、この講習も本土法と沖繩法との差異、特に実務の差異というようなことが中心になるといふことじゃないかと思っております。

○高橋委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○高橋委員長 速記を始めて。

畑君。

○畑委員 先ほどの瀬戸山さんの質問に対しての大臣の答弁が、最初の人たちに対する答弁といささか食い違っているようですが、これは重大だと思

う。

瀬戸山さんのほうは、一般公務員云々ということとで、憲法云々というところから出発されての公務員の資格とかそういう問題のほうを中心としての発想で質問されたと思うのです。ところが、それは別の問題であって、この法曹資格の問題とは違ふ。そして沖繩のこの法曹資格の問題は、日本の司法試験の制度と同じような考え方から、したがってこれは一つの資格試験であります。採用の問題、任用の問題とはあくまで違ふと思う。したがって、この選考にあたってはあくまでも思想、信条等のことを加味せずに技術的にやりますという最初の答弁だったが、次の答弁が瀬戸山さんの質問につられて、それと逆な意味を持つような答弁をされたと思う。したがって、そういうことではならぬと思ひますので、その点明確に答弁をもう一度し直していただきます。これが最終的なものである。その点を私が申しました趣旨でひとつ区分けしてもらつて、それで答弁してもらいたいと思ひます。

○小林国務大臣 御承知のように、この案は現に沖繩で資格を持つておる者に日本の資格を付与する、それだけの問題でございますから、その選考とかそういうものについていろいろの条件あるいは思想、信条等についての差別等はつけるべきでない、こういうことを申し上げてゐるのであります。一般の採用問題になりますとこれまた別個の問題でありますから、あと私がここで適任者を採用する、こう申し上げたのは、一般の公務員の採用についてのことでありまして、この法案に關しての答弁ではない、こういうふうに御承知願ひます。

○高橋委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資

格等の付与に関する特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よつて、本案は、原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよふ決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前零時一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

○高橋委員長

〔報告書は附録に掲載〕

昭和四十五年四月十日印刷

昭和四十五年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局